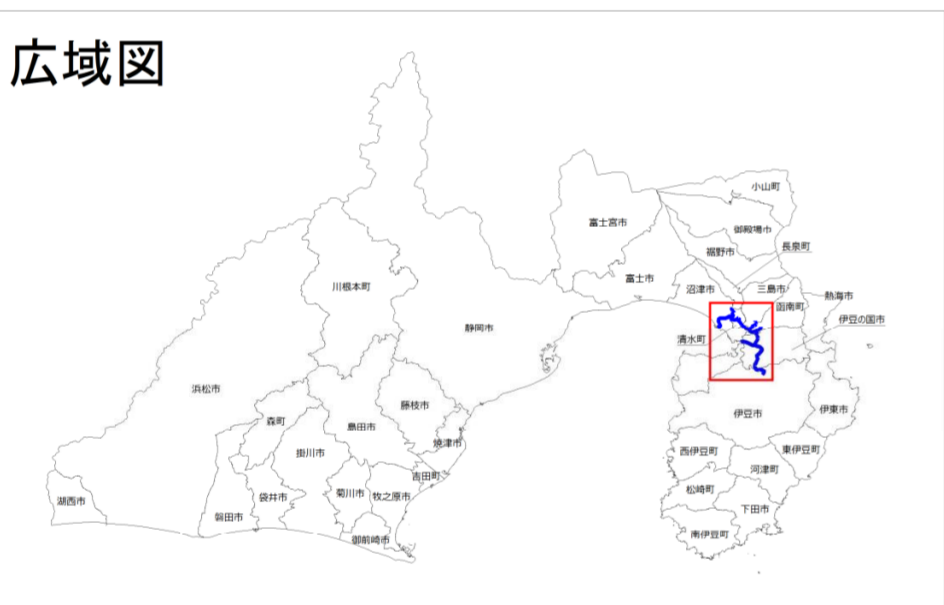


- 凡例**
- 高頻度(1/10)
 - 中頻度(1/30)
 - 中頻度(1/50)
 - 低頻度(1/100)
 - 想定最大規模
 - 市町村境界
 - 河川等範囲
 - 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川



1. 説明文

(1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、中長期（河川整備計画完了※国管理区間の整備のみ考慮）の狩野川、黄瀬川、大場川、末光川、栲沢川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率がそれぞれ1/10（10%）、1/30（3%）、1/50（2%）、1/100（1%））の洪水により狩野川、黄瀬川、大場川、末光川、栲沢川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出し、年超過確率ごとの浸水範囲（浸水深0cm以上）を示したものです。

(2) このシミュレーションの実地にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水が想定される範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する場合があります。年超過確率及び浸水頻度が異なる場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本高水検討時の降雨波形（昭和33年9月型、昭和49年7月型、昭和51年8月型、昭和57年8月型、平成10年8月型、平成10年9月型）を用いているなどの理由から、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

(3) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき平成28年12月に指定・公表したものを表示しているため、前提としている降雨や河道条件等が異なります。

2. 基本事項等

(1) 公表年月日 令和5年3月31日

(2) 作成主体及び対象となる河川

- ・国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所：狩野川水系狩野川、黄瀬川、大場川、末光川、栲沢川
- (3) 実施区間
- ・狩野川
- 左岸：静岡県伊豆市修善寺飯塚290番1地先の修善寺橋から海まで
- 右岸：静岡県伊豆市柏久保字上ナメド555番3地先の修善寺橋から海まで
- ・黄瀬川
- 左岸：静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根345番11地先赤橋から狩野川合流点まで
- 右岸：静岡県沼津市大岡北街道3022番7地先赤橋から狩野川合流点まで
- ・大場川
- 左岸：静岡県三島市大場字城内2番1地先大場橋から狩野川合流点まで
- 右岸：静岡県三島市中島37番7地先大場橋から狩野川合流点まで
- ・末光川
- 左岸：静岡県田方郡函南町仁田字三申552番1地先仁田橋から狩野川合流点まで
- 右岸：静岡県田方郡函南町仁田字堀之内167番10地先仁田橋から狩野川合流点まで
- ・栲沢川
- 左岸：静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷337番1地先長崎橋から末光川合流点まで
- 右岸：静岡県伊豆の国市長崎字橋戸93番1地先長崎橋から末光川合流点まで

(4) 算出の前提となる降雨

年超過確率	流域	地点	48時間総雨量
1/10	狩野川流域	大仁地点より上流	322mm
	黄瀬川流域	徳倉地点より上流	250mm
	大場川流域	本宿地点より上流	172mm
1/30	狩野川流域	大仁地点より上流	403mm
	黄瀬川流域	徳倉地点より上流	317mm
	大場川流域	本宿地点より上流	237mm
1/50	狩野川流域	大仁地点より上流	455mm
	黄瀬川流域	徳倉地点より上流	355mm
	大場川流域	本宿地点より上流	275mm
1/100	狩野川流域	大仁地点より上流	544mm
	黄瀬川流域	徳倉地点より上流	416mm
	大場川流域	本宿地点より上流	277mm

※ここでの確率は、流量確率のことを示します。

(5) 河道条件：中長期（河川整備計画完了※国管理区間の整備のみ考慮）

※国管理区間の整備のみ考慮しており、今後の事業進捗等によって変更となる場合があります。

(6) 関係市町村 沼津市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町

(7) その他計算条件等

① 氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

② 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

※この水害リスクマップは流域治水の推進を目的としたものであり、水防法に基づく図ではありません。

『国土地理院の電子地形図 25000』『沼津市』『三島市』『伊豆の国市』『伊豆市』『函南町』『清水町』『長泉町』を掲載。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R4JHs172」